

(別記)

令和5年度河内町農業再生協議会水田収益力強化ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

当町は、温暖な気候と平坦な耕地から構成されており、その作付けの中心は水稻で、県内でも優良な穀倉地帯となっている。

しかしながら、近年の消費者の米離れ傾向や、米価下落等による農業経営の悪化、就農者の高齢化及び減少が急速に進んでおり、農地中間管理事業などを活用した担い手等への農地の集積など安定した水田農業の確立が望まれている。

一方、耕地の基盤整備はほぼ完了しているが、昭和40年代に整備された区域も多く存在し、暗渠排水施設の機能低下や狭小な区画の圃場など生産基盤の再整備による大規模区画化は、スマート技術の導入等と併せて、安定した農業経営には必要不可欠となっている。

また、米の需給調整においては、米の需要と価格の安定、農業者の所得の安定を図る観点から非常に重要であり、そのために米の生産において顕在化している生産費割れを補うべく経営所得安定対策事業を積極的に推進するとともに、本町においては、稲作を中心として麦・大豆、また飼料用米や新市場開拓用米といった新規需要米に取り組むことにより、バランスのとれた土地利用型水田農業を展開し、安定した水田農業経営の確立を図るものとする。

2 高収益作物の導入や転作作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

水稻作付けが中心である当町においては、転換作物においても飼料用米や加工用米が中心であり、令和4年度には飼料用米が前年比248ha増の547haと急激な転換が進んだ。また、昨年度よりさといもの作付面積が増加傾向にあり認定農業者を中心に新たな産地として目指していく。

このような地域の実情を踏まえ、低コスト生産の取組を行うとともに、加工用米や飼料用米の作付面積の拡大を図る。

3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

地域の地勢にもあった飼料用米や加工用米による需給調整を行うとともに、麦・大豆の畑地化を進める。同一の転作作物の作付体系が数年にわたり定着していた農地を調査し、該当するれんこん圃場では水田農業高収益化推進事業を活用し畑地化を行うことが出来た。今後、さといもを中心に生産圃場の団地化と併せ、稲作から畑地化への推進を図る。特にさといもは連作障害を起こしやすい作物なのでブロックローテーションを推進し、畑作物の定着を図るとともに、飼料用米を中心とした新規需要米等による転作を進める。

4 作物ごとの取組方針等

(1) 主食用米

町内産の高品質米の生産を促すとともに、集荷業者等の意向を勘案しつつ、米の生産を行う。

また、「いばらき高品質米生産運動」に準じて、適期田植など基本5技術の励行による

高品質米生産運動や熟期の異なる品種の導入による作期分散、適切な施肥の徹底、大規模経営による低コスト・省力栽培の導入を図り、買ってもらえる米づくりを推進する。

(2) 備蓄米

集荷団体と連携し、備蓄米制度の趣旨に基づき県優先枠の確保に努めるとともに、主食用米の需要動向等を注視し、畑作物の導入が困難な排水不良田での作付を推進する。

(3) 非主食用米

ア 飼料用米

飼料用米の作付けにあたり、産地交付金の制度を最大限活用できる新規需要米生産性向上等への取組を支援し、農業者の経営安定を図るとともに、作付面積の拡大を図る。

また、耕畜連携の取組は、水田を有効活用することにより、収益力の向上を図ることができることから、取組を推進し、面積の拡大を図る。

イ 米粉用米

小麦粉の代用品として米ゲルという新しい食品素材を量産化するプラントが町内にあることを活かして、米粉用米の作付拡大を推進し、地域活性化を図る。

米粉用米の作付けにあたり、産地交付金の制度を最大限活用できる新規需要米生産性向上等への取組を支援し、農業者の経営安定を図るとともに、作付面積の拡大を図る。

ウ 新市場開拓用米

新市場開拓用米の作付けにあたり、産地交付金の制度を最大限活用できる新規需要米生産性向上等への取組を支援し、農業者の経営安定を図るとともに、作付面積の拡大を図る。

エ WCS用稲

麦・大豆等の連作障害を回避するため、地元畜産農家との連携及び自家利用としての取組を推進することにより、需要先を確保し、栽培面積の拡大を図る。

WCS用稲の作付けにあたり、産地交付金の制度を最大限活用できる新規需要米生産性向上等への取組を支援し、農業者の経営安定を図るとともに、作付面積の拡大を図る。

オ 加工用米

出荷先の中心である地元JAにあっては、多収品種であることに加え、炊飯しても粘りすぎない特性をもつ品種「とよめき」が冷凍チャーハンに適していることから大手冷凍食品メーカーへ販売しているほか、一定の需要先が確保されていることを活かし、生産拡大を図る。

また、産地交付金を活用した加工用米の複数年契約の推進を図ることで、更なる作付面積拡大を目指す。

(4) 麦、大豆、飼料作物

食料自給力・自給率向上の観点から担い手による麦・大豆の団地化を進め、現在の作付面積より拡大を図る。

また、麦の二毛作の取組を支援し、農地を高度利用することで収益力の向上を図る。

飼料作物については、戦略作物として重要な地位を占めており、イタリアンライグラス

等の作付拡大を推進する。

(5) そば、なたね

現在、実需者との契約に基づく生産がない中で、今後、産地交付金を活用した作付けの推進を図る。

(6) 地力増進作物

農地土壌は農業生産の基盤であり、農業生産の持続的な維持向上に向けて緑肥による土づくりを推進し、化学肥料の削減や水稲以外の高収益な作物栽培に転換し収益アップを目指す。また、水稲から地力増進作物に転換した場合、メタン排出がほぼゼロになるとともに栽培した地力増進作物を土壌にすき込むことで有機物を供給し炭素を貯留することが期待されることから作付拡大を図る。

該当作物：エンバク・ライムギ・ソルガム・ギニアグラス・ヘアリーベッチ・ヒマワリ・リムソクローバ・クロタラリア・マリーゴールド・ロガラシ・カラシナ

(7) 高収益作物

産地交付金を活用し、県の青果物銘柄産地の指定を受けている「金江津れんこん」や現在、新たな産地化を目指す作物として「さといも」の作付面積が徐々に増え始め、認定農業者を中心に面積を増やしている。これらの取組がさらに拡大し、作付面積が拡大することで高収益作物への転換による農業所得の向上に繋げる。

5 作物ごとの作付予定面積等

(単位:ha)

作物等	前年度作付面積等		当年度の作付予定面積等		令和5年度の作付目標面積等	
		うち 二毛作		うち 二毛作		うち 二毛作
主食用米	1595.74	-	1497.82	-	1497.82	-
備蓄米	4.98	-	5	-	5	-
飼料用米	547.3	-	550	-	550	-
米粉用米	-	-	0.05	-	0.05	-
新市場開拓用米	12.2	-	30.22	-	30.22	-
WCS用稲	-	-	0.05	-	0.05	-
加工用米	78.01	-	80	-	80	-
麦	59.89	-	68	0.5	68	0.5
大豆	7.03	-	7.1	-	7.1	-
飼料作物	4.65	-	4.65	-	4.65	-
・子実用とうもろこし	-	-	-	-	-	-
そば	-	-	-	-	-	-
なたね	-	-	-	-	-	-
地力増進作物	-	-	0.05	-	0.05	-
高収益作物	80.49	-	80.57	-	80.57	-
・野菜	78.23	-	78.2	-	78.2	-
・花き・花木	2.26	-	2.3	-	2.3	-
・果樹	-	-	0.07	-	0.07	-
・その他の高収益作物	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-
・-	-	-	-	-	-	-
畑地化	60.5	-	2.19	-	2.19	-

6 課題解決に向けた取組及び目標

整理 番号	対象作物	用途名	目標	前年度（実績）	目標値
1	麦（基幹作）	麦生産性向上等の取組	麦の取組面積	（令和4年度） 59.89ha	（令和5年度） 68.00ha
2	大豆（基幹作）	大豆生産性向上等の取組	大豆の取組面積	（令和4年度） 7.03ha	（令和5年度） 7.1ha
3	新規需要米（基幹作）	新規需要米生産性向上等の取組	新規需要米の取組面積	（令和4年度） 547.3ha	（令和5年度） 550.0ha
4	果樹・野菜・花き・湛水性野菜（基幹作物のみ）	高収益作物生産の取組	高収益作物の取組面積	（令和4年度） 80.49ha	（令和5年度） 80.5ha
5	麦（二毛作）	麦（二毛作）の取組	麦（二毛作）の取組面積	（令和4年度） 0ha	（令和5年度） 10.0ha
6	飼料用米（基幹作）	新規需要米の取組 （耕畜連携）	新規需要米（耕畜連携）の取組面積	（令和4年度） 159.17ha	（令和5年度） 160.0ha

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

※ 目標期間は3年以内としてください。

7 産地交付金の活用方法の概要

都道府県名:茨城県

協議会名:河内町農業再生協議会

整理番号	用途 ※1	作期等 ※2	単価 (円/10a)	対象作物 ※3	取組要件等 ※4
1	麦生産性向上等の取組	1	3,500	麦	フレコン・バラ出荷、病害虫防除、排水対策等
2	大豆生産性向上等の取組	1	4,000	大豆	フレコン・バラ出荷、病害虫防除、排水対策等
3	新規需要米生産性向上等の取組	1	2,000	新規需要米	フレコン出荷、施肥の低コスト化、疎植栽培等
4	高収益作物生産の取組	1	3,500	果樹	対象作物を作付けし収穫・販売をする取組
	高収益作物生産の取組	1	2,500	野菜・花き・花木	対象作物を作付けし収穫・販売をする取組
	高収益作物生産の取組	1	1,000	れんこん・せり・クレソン	対象作物を作付けし収穫・販売をする取組
5	麦（二毛作）の取組	2	5,500	麦	実需者と播種前契約を締結していること及び対象作物の作付・販売
6	新規需要米の取組（耕畜連携）	3	4,000	飼料用米	飼料用米のわら利用、施肥の低コスト化、疎植栽培等

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする用途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は用途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は用途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。

ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、用途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする用途は「1」、二毛作を対象とする用途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする用途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする用途は「4」と記入してください。

※3 産地交付金の活用方法の明細(個票)の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。

※4 産地交付金の活用方法の明細(個票)の具体的要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。

麦生産性向上等への加算取組条件の詳細

- 経営所得安定対策等実施要綱の要件を満たすものを助成対象とする。
- 取組を行った確認は、以下の確認書類等によるほか、必要に応じて適宜、河内町農業再生協議会において、客観的に確認できる方法で確認する。
- 取組の具体的内容はすべて交付申請者が取り組むものとする。
- 麦生産性向上等の取組として、次のうちいずれか1つに取り組めば加算の対象とする。

取組条件	具体的内容	確認書類等
土づくり	土壌診断結果に基づいた土壌改良を実施する。	・作業日誌 ・土壌診断結果
排水対策	湿害を回避するため、明渠は必ず施工し、暗渠の施工にも努める。 状況に応じ弾丸暗渠を施工する。	・作業日誌 ・作業写真
適期播種・適期収穫	品質・収量を確保するため、播種作業は11月20日までに完了するよう努める。 適期収穫チャートに基づき、適期収穫に努める。	・作業日誌
病虫害防除	赤かび病は、適期の薬剤散布により防除する。 ○小麦・六条大麦 出穂期から穂揃い期に開花を確認したときから防除を開始する。 ○二条大麦 穂揃い期の10日後頃に穂から葯が出ていることを確認したときから防除を開始する。 ※薬剤散布については、地上防除、ラジコンヘリやドローンによる防除に努め、周辺ほ場への農薬飛散がないよう作業を徹底する。	・作業日誌 ・購入伝票
フレコン・バラ出荷	紙袋でなく、フレコン・バラ出荷を行う。	・作業日誌 ・出荷伝票
連坦化	概ね2ha以上の連坦団地で対象作物の作付を行うこと。	・作業日誌 ・ほ場位置図
人・農地プランに掲げられた担い手で農地を集積していること	各地域における農業の担い手で農地の集積をしていること。	・人・農地プラン ・営農計画書

大豆(基幹作)生産性向上等への加算取組条件の詳細

- 経営所得安定対策等実施要綱の要件を満たすものを助成対象とする。
- 取組を行った確認は、以下の確認書類等によるほか、必要に応じて適宜、河内町農業再生協議会において、客観的に確認できる方法で確認する。
- 取組の具体的内容はすべて交付申請者が取り組むものとする。
- 大豆(二毛作は除く)生産性向上等の取組として、次のうちいずれか1つに取り組みば加算の対象とする。

取組条件	具体的内容	確認書類等
土づくり	土壌診断結果に基づいた土壌改良、堆肥や緑肥等による土づくりを行う。	・作業日誌 ・土壌診断結果 ・購入伝票
排水対策	湿害を回避するため、明渠は必ず施工し、暗渠の施工にも努める。 状況に応じ弾丸暗渠を施工する。	・作業日誌 ・作業写真
適期播種・適期収穫	大粒品種は6月10日～7月10日まで、小粒品種は6月20日～7月10日頃までに播種する。 適期収穫チャートに基づき、適期収穫に努める。	・作業日誌
病虫害防除	適期の薬剤散布により防除する。 防除効果を高めるために、共同防除に努める。 ※薬剤散布については、地上防除、ラジコンヘリやドローンによる防除に努め、周辺ほ場への農薬飛散がないよう作業を徹底する。	・作業日誌 ・購入伝票
フレコン・バラ出荷	紙袋でなく、フレコン・バラ出荷を行う。	・作業日誌 ・出荷伝票
連坦化	概ね2ha以上の連坦団地で対象作物の作付を行うこと。	・作業日誌 ・ほ場位置図
人・農地プランに掲げられた担い手で農地を集積していること	各地域における農業の担い手で農地の集積をしていること。	・人・農地プラン ・営農計画書

別添

新規需要米生産性向上等への取組への加算取組条件の詳細

○経営所得安定対策等実施要綱の要件を満たすものを助成対象とする。

○交付申請者の取組の確認は、以下の確認書類等によるほか、必要に応じて適宜、河内町農業再生協議会において、客観的な説明を求めて確認する。

○取組の具体的内容はすべて交付申請者が取り組むことを条件とする。

○助成対象となるのは、具体的な取組を行って作付したほ場のみとする。

○飼料用米・米粉用米・WCS用稲・新市場開拓用米の生産性向上等の取組として、次のうちいずれか1つに取り組みれば加算の対象とする。

取組条件	具体的内容	確認書類等	
コスト低減の取組	温湯種子消毒	・水稻種子の温湯種子消毒(60°C・10分等)を行う。 ・温湯種子消毒した種子又は温湯種子消毒した種子を使用した苗を購入し使用する。	・作業日誌 ・温湯種子・苗を購入した場合は、購入伝票
	高密度播種育苗	・1箱当たりの播種量を増やし(250g～300g程度)移植時の使用箱数を削減する。	・作業日誌 ・育苗時写真
	プール育苗	・簡易水槽により常に水が張っている状態で苗を育てる。	・作業日誌 ・育苗時写真
	堆肥施用	・堆肥を投入し、堆肥から供給される肥料成分を勘案した施肥設計を行うことで、化学肥料の施用量を低減する。 ・堆肥：排泄物などに植物性の副資材を混合し、堆積発酵させたもの・乾燥鶏ふん・乾燥牛糞・乾燥豚ふん等。ただし、地力増進法において土壌改良資材には含まれず肥料に分類されている骨粉、魚カス、ダイスカス、ナタネカス等は含まない。	・作業日誌 ・購入伝票
	側条施肥	・田植作業と同時に稲の株元に集中的に肥料を施用する技術。	・作業日誌 ・作業写真
	低成分肥料(単肥配合を含む。)施肥	・土壌診断に基づく低成分肥料(窒素成分よりもリン成分及びカリ成分の低い肥料)を利用する。この肥料には、農業者等が自ら単肥を配合したものを含む。	・作業日誌 ・診断結果 ・購入伝票
	流し込み施肥	・追肥として、肥料をかんがい水と一緒に流し込む技術。	・作業日誌 ・購入伝票
	疎植栽培	・50株/坪 以下(株間22cm以上)で田植えること。	・作業日誌 ・栽培写真
	立毛乾燥	・通常の刈取時期に刈り取らず、立毛状態のまま自然に乾燥させる取組。乾燥期間の目安は、成熟期から1週間以上。 成熟期の目安(例) あきたこまち：出穂後30～35日、コシヒカリ：出穂後35～40日	・作業日誌(慣行栽培と比べて収穫後の乾燥機での乾燥時間が短くなっていること等を確認。)
	不耕起田植技術	・耕起・代かきをしないでディスクで作溝しながら移植する。	・作業日誌 ・作業写真
	可変施肥機の利用	・収量の安定を図るため、生育ムラをなくすよう施肥量の増減を行う。	・作業日誌 ・作業写真
	ドローン等の活用による施肥・農業散布	・農業者自らがラジコンヘリやドローンの活用によって空中散布を行う。	・作業日誌 ・作業写真
	作業の効率化	フレコン出荷(自家利用でのフレコン管理含む。)	・紙袋でなく計量器を伴う大容量によるフレコン出荷を行うこと。 ・自家利用での作業の効率化のためフレコンでの管理を行うこと。
連坦化		・概ね2ha以上の連坦団地で対象作物(いずれか1つ)の作付けを行うこと。	・作業日誌 ・圃場位置図
共同乾燥調製施設(CE・RC)の活用		・共同乾燥調製施設の活用により、品質の均一性及び作業の効率化が図られること。	・使用料明細
組織的な取組	人・農地プランに掲げられた担い手(農地の集積)	・各地域における農業の担い手であり、かつ、農地を集積していること。	・人・農地プラン ・営農計画書
	集落営農	・代表者等を定めた規約を作成し、対象作物について共同販売経理を行っていること。	・規約(写) ・通帳(写)
	生産組合	・農業用施設及び機械の共同利用により作業の効率化を行っている販売権を有した組合員。	・規約(写) ・組合員名簿
WCS用稲専用品種の導入	共同計算の取組	・受領代理するための共同計算を行う地域の取組主体(生産者団体・集出荷団体等)の組合員であること。	・出荷契約書(写) ・組合員名簿
	WCS用稲専用品種の導入	(稲発酵飼料生産・給与マニュアル(令和2年3月)及び令和5年播種用飼料イネの栽培と品種特性掲載品種) うしゆたか、クサホナミ、タチアオバ、たちあやか、たちじょうぶ、たちすずか、たちはやて、べこあおば、べこのみ、ホシアオバ、ミナミユタカ、モグモグあおば、モミロマン、リーフスター、ルリアオバ、夢あおば、つきすずか、つきことか、きたげんき、つきはやか(全21品種)	・購入伝票 ・自家用種子の場合は、増殖実績が分かる書類及び導入当初の種子の購入伝票
	飼料用米専用品種の導入	(需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領(令和5年3月31日付け4農産第5189号)別紙1別表品種) いわいだわら、えみゆたか、オオナリ、きたげんき、北瑞穂、クサホナミ、たちじょうぶ、ふくのこ、ふくひびき、べこあおば、べこのみ、北陸193号、ホシアオバ、みなみちから、モグモグあおば、もちだわら、モミロマン、夢あおば、笑みたわわ、亜細亜のかおり、知事特認品種(月の光、あきたわら)全23品種	・購入伝票 ・自家用種子の場合は、増殖実績が分かる書類及び導入当初の種子の購入伝票
米粉用米専用品の導入	国から示された米粉用米の専用品種を作付けすること。	・購入伝票 ・自家用種子の場合は、増殖実績が分かる書類及び導入当初の種子の購入伝票	

高収益作物の交付対象作物及び交付単価

※同一のほ場で、同一年度内に複数回栽培した場合は、そのうち1回を本助成の対象にする。

二毛作で作付されたものを除く。

※助成対象となる作物は、令和5年度産(令和5年4月～令和6年3月)のものとする。

○果樹

果樹全般(令和5年度 3,500円/10a)

※果樹については、令和2年度～令和5年度に当該品目についての新植、改植、品種の一挙更新を目的とした接ぎ木をした水田とする。

なお、助成期間については、新植、改植、品種の一挙更新が行われた年から4年間とする。

○野菜

山菜類、きのこ類、ハーブ類を含む野菜全般(令和5年度 2,500円/10a)

(れんこん、せり、クレソンを除く。)

れんこん、せり、クレソン(令和5年度 1,000円/10a)

○花き・花木

鉢物類、花壇用苗物、種苗類を含む花き・花木全般(令和5年度 4,000円/10a)

※令和5年度が生育期間に当たる場合は、次年度以降に販売を行うことを目的に適切な肥培管理等を行うことを条件に助成対象とする。

※種苗類等を生産した農家自らが需要者として使用する場合は、販売伝票等の代わりに「その使用状況が分かる帳簿」を備えておくことで助成対象とする。